

区分所有者、および住民の皆様へ

警告！

防火対策のお願い

秦野南が丘もくせい西住宅管理組合

理事長 茂木雅夫

2005/11/22

日ごろ、管理組合の活動に、ご協力ありがとうございます。

さる 10 月 25 日、秦野市消防本部予防課の皆さんにより、立ち入り検査が行われ、速やかな改善を図るよう指摘を受けました。

廊下、ベランダ、玄関前の物品は 避難の障害となりますので、撤去して下さい。

速やかに改善されない場合は、消防法に基づく処置がとられる場合があります。玄関扉は、最低でも 90 度以上開く必要があります。

また、特に改善命令として指示はありませんでしたが、以下の点も対応お願いします。

廊下の**自転車・バイク**も 避難の障害となるので、移動が必要

屋根つき駐車場内の**バイク・自転車・可燃物** (ダンボール箱・プラスチック箱など)も **放火犯に狙われると指摘**があります。

人命にかかわり、法律に抵触する重要事項ですので、速やかな対応をお願いします。

以上